

いじめ防止のための校内体制

未然防止

いじめを許さない学校づくり

- **児童生徒理解**を深め、児童生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童生徒間の**信頼関係づくり**や児童生徒相互の人間関係づくりに努めることが重要である。
- **いじめを許さない雰囲気**を醸成する取組の充実
- いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に**公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得よう努める**ことが重要である。
- いじめている児童生徒に対しては、出席停止の措置を含め、**毅然とした指導**が必要である。
- いじめられている児童生徒については、**学校が徹底して守り通す**という姿勢を日頃から示すことが重要である。
- いじめが解決（少なくとも3ヶ月を目安）したと見られる場合でも、教職員は継続して十分な注意を払い**見守っていく**ことが必要である。

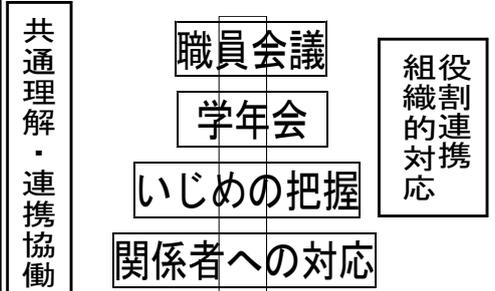
観察・情報収集

- 日常的な観察
- いじめチェック表の活用
- 定期的なアンケート調査の実施
- メモの活用
- 教職員間の情報交換
- 保護者等からの情報提供

校内いじめ対策委員会 — 組織的対応 —

- 校長 □ 教頭 □ 生徒指導主事(主任) □ 学年主任 □ 養護教諭 □ 教育相談担当 □ 当該学級担任 □ 関係教諭 □ スクールカウンセラー等 □ その他

- <内容>
- ・いじめ防止の「学校基本方針」の策定(見直しと再構築、学校評価への対応、HP等での公表)※「行動計画」として位置付け
 - ・いじめ事案への対応(解決、解消に向けた対応及び「重大事態」に発展させない対応等)や指導方針等の協議
 - ・いじめの認定といじめ発見のための調査
 - ・「チーム学校」としての関係機関との連携
 - ・保護者への対応等



いじめの早期発見・早期対応

- 「**いじめは絶対に許されない**」という強い認識に立ち、**毅然とした指導**を行う。
- いじめは「**どの子にも、どの学校でも起こり得る**」問題であることを十分認識し、学校における教育相談体制を充実させ、児童生徒の悩みを受け止める体制を整備する。
- 学校全体で**組織的に対応**し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、**役割連携を徹底**する。※「重大事態」に発展させない
- いじめの事実関係の究明に当たっては、実態の把握を正確かつ迅速に行う。
- いじめを認知した場合、**被害者の立場に立った**親身の指導を行う。
- 学校のみで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組むとともに、市町村教育委員会の指導助言を仰ぎ、**連携して対処**する。
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって**早期解決**に向け取り組む。
- いじめ解決後も**継続的な指導支援**に努める。

再発防止

- 児童生徒の心を育てる
- 生命尊重・人権尊重
- 思いやりの心等
- 教師の心・技を磨く
- 組織的対応力を高める。

いじめられている児童

- **受容**: つらさや悔しさを十分に受け止める。
- **安心**: 具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- **自信**: 良い点を認め、励まし、自信を与える。
- **回復**: 人間関係(交友関係)の確立を目指す。
- **成長**: 本人自身の自己理解を深め、自立への支援を行う。
- **心理的ケア**を十分に行う。

観衆・傍観者など

- 自分の問題として考えさせ、「**いじめは絶対に許されない行為**」であることに気づかせる。
- 道徳科や学級活動等を通して、観衆・傍観者等を「仲裁者」や「相談者」となるよう人間的な成長を促す。
- 日頃から**人権意識(感覚)**を育む取組の充実を図る。

いじめている児童

- **確認**: いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
- **傾聴**: 不満・不安等の訴えを十分に聴く。
- **内省**: いじめられた子どものつらさに気づかせる。
- **処遇**: 課題解決のための援助を行う。
- **回復**: 体験活動等を通じて所属感を高め

保護者

- いじめの事実を正確に伝える。
- 本人を守るという姿勢を示す。
- 教職員のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。
- 信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

保護者

- いじめの事実を正確に伝える。
- 保護者の心情(怒り、不安、自責の念等)を理解する。
- 被害者への謝罪の意義を伝える。
- 子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

学校(職員の同僚性・協働性)・家庭・地域社会・関係機関(警察等)

いじめの早期発見・早期対応

いじめに係る情報収集・実態の把握

- 1 教師がいじめに対する感度を高め、日頃から**児童生徒理解、観察**に努める。
- 2 児童生徒との信頼関係を築くとともに、児童生徒への**生活実態調査**や教師間の**情報交換、教育相談の充実**などを通して、**早期発見**に努め、**事実を隠べいすることなく迅速に対応**する。

<いじめに関する情報収集及び実態把握の方法>

- 1 生活実態調査(いじめアンケート調査等)
- 2 教育相談
- 3 個人面談・保護者面談
- 4 日常的な観察
- 5 生活点検表(生活日記)等

迅速かつ
組織的に
対応

いじめ…どの子にも、どの学校でも起こり得る

↓
しない、させない、見逃さない!
被害者に寄り添い、親身に対応する

いじめの判断

本人や保護者からのいじめの訴え、いじめの目撃、情報

いじめの認定は「校内いじめ対策委員会が行う」

詳細の調査の実施(関係児童からの聞き取り、アンケート調査等)

<いじめの判断>
調査等を踏まえ、組織としていじめか否かを判断

学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- 表情がさえず、うつむき加減である。
- 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、正解に対して、冷やかしやどよめきがあったりする。
- その子を誉めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
- その子どもの隣に誰も座りたがらない。
- 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
- 黒板や机等にあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろろしたりしている。
- 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
- 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。
- 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- 「誰かこれやってくれないか」と言うと特定の子ども名前が出てくる。
- 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- 人権を無視したあだ名(「ばいきん」、「〇〇菌」)がつけられ、しつこく言われる。
- 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 学校へ行きたがらない。
- 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- お風呂に入りたがらなかったり、裸になるのを嫌がる。
- 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。
- 愁いに満ち、表情が暗くなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。
- 親に隠し立てをすることが多くなる。
- 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
- 外に出たがらない。
- 学校の様子を聴いても言いたがらない。
- 電話に敏感になる。
- 友達からの電話にいい口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- 友だちのことを聴かれると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。

教職員間の共通理解・情報収集

- 常日頃から、些細なことでも情報の共有化を図る。
- 職員朝会等において、生徒指導主事等による「児童生徒の状況報告」を行う。
- 学年会でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- 生徒指導委員会(部会)でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- 保健室(養護教諭)から情報の提供を受ける。
- 部活動顧問から情報の提供を受ける

地域からの情報

- 公園などで一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている。
- スーパーやコンビニ等でジュースやお菓子をおごらせている。
- 登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている。
- 道端や公園などで、一人ぼつんとしている。
- 集団(遊び)の中で一人だけ様子がおかしい。

自治会やPTA等に対し、いじめの早期発見のポイント等について周知し、児童生徒の様子を報告してもらう。

いじめの被害者への対応

- いじめられた児童生徒の側に立った親身な対応
- 本人いじめられた児童生徒の側に立った親身な対応のつらい気持ちを理解し、心理的ケアを施す
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携

- 1 潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努め、安心感を与える。
- 2 管理職や生徒指導主事、学年主任等、「校内いじめ対策委員会」に即報告する。
※いじめの疑いであっても報告すること
- 3 被害を受けた児童生徒の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、守り通す姿勢を示す。
※「重大事態」に発展させない
- 4 被害を受けている児童生徒に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、自信を持たせる。
- 5 学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
- 6 自己理解を深め、課題克服、自立への支援を行う。
- 7 家庭との連絡を密にし、子どもの学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとともに、家庭での様子等について、保護者から情報を得る。
- 8 加害者の児童生徒や保護者を一方的に非難する保護者には、言い分を十分に聴き、受容した後で、冷静に判断するよう促す。

具体的な対応

- 1 話をうなずきながら聴く
 - ・子どもの訴えについて、顔を見ながら一言一言にうなずきながら聴くことにより、「君のいうことはしっかり聴いているよ」という暗黙のメッセージを伝える。
- 2 本人の訴えた言葉を復唱する
 - ・「あなたの話をこのようにしっかり聴いているよ」というメッセージになり、子どもに安心感を与える。
 - ・自分の身に起きていることを客観的に考えるきっかけをつくることができる。
- 3 話が混乱しているときには、その内容を整理して伝える
 - ・教師が事実関係の掌握に誤りがないかどうか確かめる。
 - ・被害者が自分の感情を整理し、具体的に考えられるようにする。
- 4 わからないことを質問する
 - ・話していることがよくわからないからといって子どもの話を遮ってまで聴かない。
 - ・「わからないことがあるから質問していい？」と尋ねてから聴く。
 - ・不明確なところを簡潔に整理してから質問する。
- 5 本人が努力していることを支持する
 - ・「一生懸命耐えていたんだね」「いろいろ工夫したんだね」など、努力を認める言葉をかける。
 - ・本人の努力した方向が違っていると思っても、否定的な言葉を言わない。
 - ・否定の言葉よりも、「どうしてそうしたの？」「どんな気持ちだったの？」など、その気持ちを聴いてみるようにする。

確認すること

1. いつ頃からいじめがあるのか？どんな時に？
2. どんなことから？きっかけは？
3. どこで？
4. どんな方法で？
5. 1対1？複数？グループ？
6. 誰が(命令)？

家庭での対応等

- 1 いじめられている事実が判明した場合の対応
 - ・家庭における「**子どもの居場所**」を確保する。
 - ・不安を除去し、安全の確保に努める。
 - ・「お父さんとお母さんは**最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう**」というメッセージを送る。
 - ・学校との**連絡を密にし**、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。
 - ・ひどいじめの場合は、**学校を休ませる**ことも必要な場合もある。
 - ・自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。
- 2 些細な変化(危険信号)に気づく(特に自死をほのめかすサイン)
 - ・死につながるような発言はないか？
 - ・自死に関するニュース等に対し同情する発言はないか？
 - ・眠れない様子はないか？
 - ・死を賛美する言動はないか？

好ましくない対応・考え方

- 1 いじめの存在に気づかない
 - ・「本人がいじめを告白しないといじめはわからない」という考え方。
 - ・「いじめられているように見えなかった(楽しそうにしていた)」等。
- 2 いじめの深刻さに気づかない
 - ・「いじめに耐えることも必要」・「いじめられる方にも問題がある」という考え方。
 - ・「いじめは昔からあり、いつの時代にも存在するものである」という考え方等。
- 3 否定認識や不用意な発言
 - ・「やられたらやり返しなさい」・「反抗できない方が悪い」・「負けるな、頑張れ、いい試練だ」
 - ・「いじめは重大な人権侵害である」との認識に欠ける発言・児童生徒の理解不足、感性の乏しさを問われる発言・「被害者保護優先」を無視した発言・自己防衛的な発言・被害者の「痛み」に共感を示さない発言・具体性のない発言等。
- 4 不適切な対応
 - ・十分な事実確認をしないで被害者加害者の話し合いの場を持つ。
 - ・本人や相手の合意を得ないまま対面の話し合いを持つ。
 - ・日時、話し合いのルール等を定めない。
 - ・どちらの言い分が正しいかを決めつける。
 - ・教師が裁判官的な立場で対応する。
- 5 外部の情報等を活用しない
 - ・「密室」の対応になっている。
 - ・いじめ防止に役立つ記録等を公開しない。

いじめの加害者への対応

○いじめは「**人権侵害行為**」である

○「**いじめは絶対に許されない行為である**」との認識に立った毅然とした指導

具体的な対応

○その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで継続的に指導する

- 1 いじめは人権侵害行為であり、絶対に許すことのできない行為であることを認識させる。
- 2 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要さに気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気醸成する。
- 3 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
- 4 加害児童生徒との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
- 5 教師は、どの児童生徒も自らの行為を反省し、正しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち、指導にあたる。

○教師の対応（一人で「抱え込まない」、校内組織に相談する）

- 1 いじめを**完全にやめさせる**という姿勢で臨む。
- 2 いじめ問題について、職員間で**役割連携**し、組織的に取り組む。
- 3 いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な**情報を収集、メモを取る**。
・何があったのか？ ・どんなことから？ ・いつ頃からか？ ・どこで？
・どんな気持ち？ ・どんな方法で？ ・誰が(命令)したのか？ ・複数？ 等。
- 4 不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた児童生徒の立場になってよく考えさせ、自分がやったことの**重大さに気づかせる**。
- 5 相手に与えた**苦しみ、痛み**に気づかせる。
- 6 **課題解決のための支援**を行い、自分自身の力で**解決する方法**を考えさせ努力させる。
- 7 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせるとともに、教師との**信頼関係を構築**する。
- 8 場合によっては、**出席停止等の措置**も含め、**毅然とした指導**を行う。
- 9 必要な場合は、**警察等関係機関と連携**し対応する。

対応のポイント	好ましくない対応
「 事実はしっかり認めさせる 」	<ol style="list-style-type: none"> 1 権威的な指導 <ul style="list-style-type: none"> ・学級等みんなの前でいじめた児童生徒を非難する。 ・体罰を行う。 ・子どもの人格を否定するような発言をする。 ・命令口調で対応する。 ・過去を引き合いに出す。 ・追い詰めたり、問い詰めたりする。 ・兄弟姉妹と比較する。 2 基本認識を誤った指導 <ul style="list-style-type: none"> ・何もかも「いじめ」と決めつける。 ・教師の価値観や体験のみでいじめかどうかを判断する。
↓	
「 決して言い逃れはさせない 」	
↓	
「 きちんと謝罪をさせる 」	
↓	
「 それ以上罰しない 」	
↓	
「 今まで以上に関わりをもつ 」	

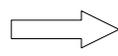
○保護者への対応

連携・協力・毅然とした姿勢

- 1 保護者の心情を理解する
 - ・保護者の心理…怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安等。
 - ・保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
 - ・子どものよさを認め、保護者の苦労も十分ねぎらいながら対応する。
- 2 事実関係は正確に伝える
 - ・発言等に基づき、事実を正確に伝え、憶測で話はしない。
 - ・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
- 3 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする
 - ・被害者への謝罪、子どもへの対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する。
- 4 教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す
 - ・子どもが自分の「非」に気づき、改められるよう指導・支援する。

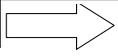
いじめの観衆・傍観者等への対応といじめを許さない雰囲気醸成

観衆・傍観者も加害者と変わらない



いじめはみんなの問題

いじめの観衆



いじめを強化する存在

自分は直接いじめを行わないが、はやし立てたり面白がったりして見ている者

積極的な関係者
自己防衛的な同調者

<背景>

- ・いじめの報復を恐れている。
- ・仲間はずれにされたくない。
- ・いじめがおもしろい。
- ・被害者への不快感がある

<はやし立てる児童生徒>

- はやし立てることなどは、いじめの行為と同じであることを理解させる。
- 被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

<見て見ぬふりの児童生徒>

- いじめは他人事でないことを理解させる。
- いじめを知らせる勇気を持たせる。
- 傍観は、いじめの行為への加担と同じであることに気づかせる。

「いじめを許さない」毅然とした姿勢

<学級全体への指導→問題解決能力の育成>

- 「いじめは許さない」という断固たる教師の姿勢を示す。
- いじめについて、話し合いなどを通して、自分たちの問題として考えさせる。
- 傍観等の意味を考え、人権意識の芽を育てる。
- 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- 授業における「生徒指導の4つのポイント」の実践、道徳教育の充実を図る。
- 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- 「魅力ある学校づくり」に向け、児童生徒による自治的な活動を展開し、学校、学級の支持的風土を醸成するとともに、連帯感を高める。
- 児童生徒一人一人が活躍できる場を意図的、計画的に設定する。

日々の教育活動において～生徒指導の4つのポイントの実践～

- ① 自己存在感の感受 ② 共感的な人間関係の育成 ③ 自己決定の場の提供 ④ 安全・安心な風土の醸成

- 1 「チームとしての学校」の視点から、教職員と専門知識等を持つ各種支援員等との連携協働に努める。
- 2 主体的・対話的で深い学びの基礎となる支持的風土のある学級経営の充実に努める。
- 3 児童生徒の自己指導能力の育成に努める。(特別支援教育の視点も踏まえる)
 - ア 自己存在感の感受 イ 共感的な人間関係の育成
 - ウ 自己決定の場の提供 エ 安全・安心な風土の醸成
- 4 学びに向かう集団づくりを進めるために、学級活動や児童会・生徒会活動等の充実に努める。
- 5 「学校いじめ防止基本方針」を軸とした、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組の充実に努める。
- 6 警察や児童相談所等の関係機関と連携・協働し、事件・事故の未然防止や虐待等の早期発見、早期対応に向けた取組の充実に努める。

支持的風土の4つのポイント

自立

自分のよさをいかした目標設定
自分のよさ、努力、成長の内面化

目的意識
メタ認知力

承認

教師・友達・保護者からの承認・勇気づけ
努力や成長、貢献を見取り、伝える

自己肯定感
自他理解

所属

役割・つながりの「しかけ」(絆づくり)
他者貢献、自治的な活動ができる機会を

主体性
協働性

安心

規範意識の醸成(居場所づくり)
きまりは、何のためにあるのかを考える。

規範意識

**非
認
知
能
力**

学級・学年・学校の状況を、短期PDCAで更新していく

自治意識の醸成

☆児童生徒が宙となった自治的活動の推進

【課題】学校では・・・

- △教師主導の児童会・生徒会活動になっていませんか？
- △生徒主体の自治的活動となっていますか？
- △各活動・行事を通して子供に何を身につけさせますか？

学級活動と連動した児童会・生徒会活動を充実させよう！

- 児童会・生徒会活動の取り組みを各学級の話し合い活動と連動させる。
⇒児童生徒の主体性や他者への貢献意欲、問題解決能力が高まる。
- 異学年での交流活動の実施
⇒自己有用感、自己肯定感が高まり、学校全体の支持的風土を醸成
- 学校行事への協力
⇒集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養う。

主体的に取り組む協働的な活動の推進にあたって、教職員は、そのための「場づくり」「機会の提供」を行う、いわば黒子の役割に徹しましょう。

いじめが起こった時の組織的対応の流れ

令和5年5月23日 生徒指導主事連絡協議会の資料より

いじめ情報のキャッチ
児童、保護者、観察、
アンケート等

1. 学年、管理職と共通理解を図る。
2. 「いじめ対策委員会」を招集する。
3. いじめられた児童を徹底して守る。
4. 見守る体制を整備する。(登校、休み時間、清掃時間、放課後等)

正確な実態把握

1. 当事者双方、周りの児童から聞き取り記録する。
2. 個々に聞き取りを行う。
3. 関係職員と情報を共有し、正確に把握する。
4. 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
5. 該当児童にかかわる児童から個別に話を聞き取る。

指導体制、方針決定

1. 指導（支援）のねらいを明確にする。
2. すべての教職員の共通理解を図る。
3. 対応する教職員の役割分担を考える。
4. 教育委員会、関連機関との連携を図る。

児童への指導・支援

1. いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
2. いじめた児童に、相手の苦しみや痛みを伝える指導を十分に行う中で、「いじめは決して許される行為ではない。」という人権意識をもたせる。
3. 当該児童（被害・加害双方）へのアセスメント・プランニングを持ち、計画的に支援にあたる。

保護者との連携

1. 双方の保護者と直接会って、具体的な対策を話し合う。
2. 事実関係を正確に伝える。
3. 双方の保護者への協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

1. 継続的に指導や支援を行う。
2. カウンセラー等の活用も含め、心のケアにあたる。
3. 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。(自己肯定感の向上を図る。)
4. 場合によっては関係機関（教育相談課、学校教育課などに繋ぐ。)

いじめの「重大事態」の対応

学校から設置者（教育委員会等）へ重大事態の発生報告⇒

設置者から地方公共団体の長等へ報告（法に基づく義務）

「重大事態」の理解

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生命心身財産重大事態「1号重大事態」）
※ 例：児童生徒が自殺を凶った場合、身体に重大な傷害を負った場合等
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態「2号重大事態」）
※ 「相当の期間」とは年間30日を目安。連続して欠席している場合は、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。
- 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。
- 設置者においては、重大事態が発生した場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと。

いじめの「重大事態」の発生報告、調査の手順（概要）

※学校は「重大事態」として判断後、自殺等重大事態の場合は当日又は翌日中に、不登校重大事態の場合は7日以内に発生報告

1 学校は設置者及び国、県教育委員会に発生報告（令和5年3月文部科学省いじめ重大事態に関する国への報告について様式1）

2 調査に向けた準備

判断1 調査の主体は学校又は学校の設置者

◆設置者が調査主体の場合：調査組織の設置、調査の実施
外部の第三者を構成員とした組織により、速やかに調査に着手できるよう、平時から設置をする。

◆学校が調査主体の場合：必要な指導および支援
調査について指導助言、人的支援が必要。調査結果の情報提供についても内容・方法・時期について指導助言する。

判断2 調査の規模、設問内容等の調整等

3 被害、加害児童生徒及び保護者へ調査内容等の説明

4 国及び県教育委員会に調査開始の報告（＼様式2）

5 調査実施

6 調査結果を被害、加害児童生徒へ説明

7 調査結果を設置者（教育委員会）を通じて地方公共団体の長に報告（法に基づく義務）

8 調査結果を設置者（教育委員会）を通じて国、県教育委員会に報告（調査報告書の提出）

9 再調査の実施等（以後、手順3～8に同じ）

〈調査組織について〉

公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

※こども家庭庁いじめ調査アドバイザー

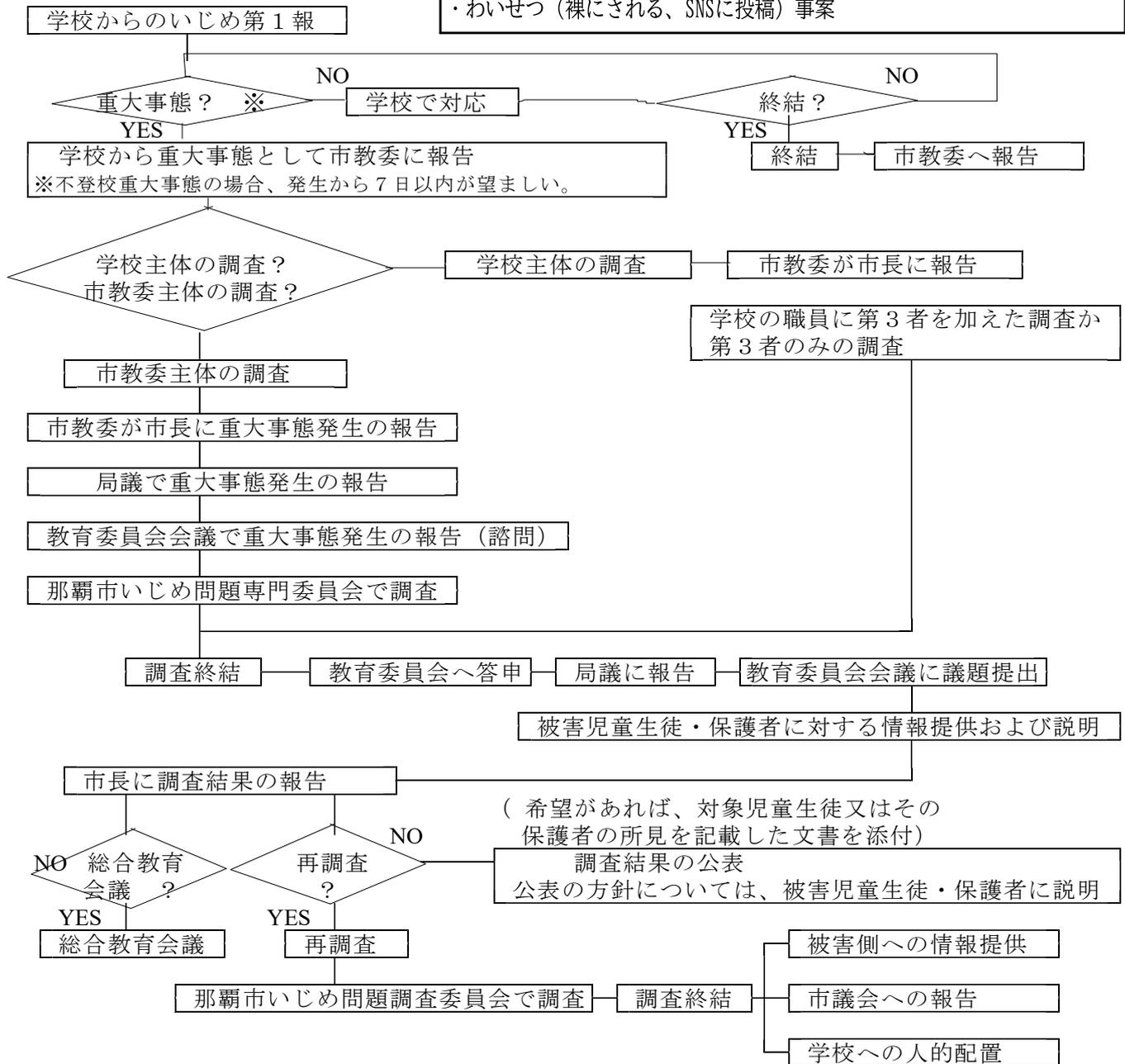
— 令和5年9月こども家庭庁 —

自治体からの要請に応じ、委員の人選に関する助言、中立・公平性のある調査方法等について助言を行う。

いじめ重大事態の調査の流れ

令和5年5月23日 生徒指導主事連絡協議会の資料より

- 重大事態の例
- ・自殺や自殺を企図、自傷事案
 - ・暴力（骨折、脳震盪、歯が折れる、刃物）事案
 - ・PTSDや心因性の身体反応の継続事案
 - ・転校、不登校（30日未満でも一定期間連続した欠席）事案
 - ・わいせつ（裸にされる、SNSに投稿）事案



- 根拠資料
- ・いじめ防止対策推進法
 - ・文部法令研究会 監修 注解 教育法規
 - ・文部科学省 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
 - ・文部科学省 不登校重大事態に係る調査の指針
 - ・那覇市教育委員会 那覇市いじめ防止基本方針